

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
Ⅲ－３ 業務の適切性等	Ⅲ－３ 業務の適切性等
（中略）	（中略）
Ⅲ－３－３ 利用者保護のための情報提供・相談機能等	Ⅲ－３－３ 利用者保護のための情報提供・相談機能等
Ⅲ－３－３－１ 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢	Ⅲ－３－３－１ 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢
Ⅲ－３－３－１－１ 意義 （略）	Ⅲ－３－３－１－１ 意義 （略）
Ⅲ－３－３－１－２ 主な着眼点	Ⅲ－３－３－１－２ 主な着眼点
（１）（略）	（１）（略）
（２）契約時点等における説明 以下の事項について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。	（２）契約時点等における説明 以下の事項について、社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。
① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明 契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。	① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明 契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。 イ. ～ニ. （略） <u>（新設）</u> <u>ホ. 経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供することとしているか。</u> <u>ハ. （略）</u> ② 契約締結の客観的合理的理由の説明 顧客から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的合理的理由についても、顧客の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。 なお、以下のイ. からハ. の検証に関しては、各項に掲げる事項について顧客から求められれば説明する態勢が整備されているかに留意する。 イ. ロ. （略） ハ. 保証契約 保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等	なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。 イ. ～ニ. （略） <u>ホ. 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合（Ⅲ－７参照）には、契約者本人の経営への関与の度合いに留意し、原則として、経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。</u> <u>ヘ. 経営者以外の第三者と根保証契約を締結する場合には、原則として、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供することとしているか。</u> <u>ト. （略）</u> ② 契約締結の客観的合理的理由の説明 顧客から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的合理的理由についても、顧客の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。 なお、以下のイ. からハ. の検証に関しては、各項に掲げる事項について顧客から求められれば説明する態勢が整備されているかに留意する。 イ. ロ. （略） ハ. 保証契約 保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由 a. (略) b. <u>経営に実質的に関与していない第三者との間で保証契約を締結する場合には、そのような第三者に保証を求めること自体に批判があることを踏まえ、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由</u> c. (略) ③ 契約の意思確認 イ. 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思・デリバティブ取引の契約意思があることを確認した上で、行員の面前で、契約者本人（注）から契約書に自署・押印を受けることを原則としているか。 （注）いわゆる「オーナー経営」の中小企業等との重要な契約に当たっては、形式的な権限者の確認を得るだけでは不十分な場合があることに留意する必要がある。 特に、デリバティブ取引が、顧客の今後の経営に大きな影響を与えるおそれのある場合、当該中小企業等の取締役会等で意思決定された上での契約かどうか確認することが重要である。 ロ. ～二. (略) ④ (略)	を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的合理的理由 a. (略) b. <u>経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合には、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立」するとの観点に照らし、必要に応じ、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方にも留意しつつ（Ⅲ－７－２（１）参照）、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由。</u> c. (略) ③ 契約の意思確認 イ. 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思・デリバティブ取引の契約意思があることを確認した上で、行員の面前で、契約者本人（注）から契約書に自署・押印を受けることを原則としているか。<u>特に、保証意思の確認に当たっては、契約者本人の経営への関与の度合いについても確認することとしているか。</u> （注）いわゆる「オーナー経営」の中小企業等との重要な契約に当たっては、形式的な権限者の確認を得るだけでは不十分な場合があることに留意する必要がある。 特に、デリバティブ取引が、顧客の今後の経営に大きな影響を与えるおそれのある場合、当該中小企業等の取締役会等で意思決定された上での契約かどうか確認することが重要である。 ロ. ～二. (略) ④ (略)

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(3) 貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性 与信取引面における説明態勢については、各銀行の貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性についても検証する必要がある。 その際、例えば以下のような健全な融資慣行の確立と担保・保証に過度に依存しない融資の促進の観点に留意する。 健全な融資慣行は必ずしも担保・保証に頼ることではなく、貸付けは、借り手の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断して行うものであることを認識し、また、「事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る」、「<u>第三者保証の利用に当たっては過度なものとならないよう</u>」にすると観点から、経営の方針としてどのように対応しようとしており、当該方針が実際の説明態勢にどのように反映されているか。 (4) (5) (略) (6) 取引関係の見直し等の場合の説明 借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の説明については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。 このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適	(3) 貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性 与信取引面における説明態勢については、各銀行の貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性についても検証する必要がある。 その際、例えば以下のような健全な融資慣行の確立と担保・保証に過度に依存しない融資の促進の観点に留意する。 健全な融資慣行は必ずしも担保・保証に頼ることではなく、貸付けは、借り手の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断して行うものであることを認識し、また、「事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る」、「<u>経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立する</u>」（Ⅲ－7参照）との観点から、経営の方針としてどのように対応しようとしており、当該方針が実際の説明態勢にどのように反映されているか。 (4) (5) (略) (6) 取引関係の見直し等の場合の説明 借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の説明については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。 このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
切な説明態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。 ① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、担保追加設定・解除等の場合 これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、Ⅲ－３－３－１－２（２）（契約時点等における説明）と基本的に同様に、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。 <u>特に包括根保証契約については、平成 17 年 4 月より「民法の一部を改正する法律」が施行されたことに則して、既存の契約の見直しを行う際に、併せて主債務者との取引関係も見直す場合には、当該主債務者に対して銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行うことなく、当該法律改正を口実とする不適切な説明を行っていないか。</u> ②（略） ③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者や保証人の個人再生手続等の場合 イ. これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。 例えば、<u>経営に実質的に関与していない第三者の保証人</u>に保証債務の履行を求める場合は、保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について<u>通知を行う等適切な対応を行う態勢</u>となっているか。	切な説明態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。 ① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、担保追加設定・解除等の場合 これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、Ⅲ－３－３－１－２（２）（契約時点等における説明）と基本的に同様に、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。 <u>（削除）</u> ②（略） ③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者や保証人の個人再生手続等の場合 イ. これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。 例えば、<u>経営者以外の第三者の保証人個人</u>に保証債務の履行を求める場合は、<u>基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢</u>となっているか（Ⅲ－７－２（２）参照）。

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
口. (略) (7) (8) (略) Ⅲ－３－３－１－３ 監督手法・対応 (中略) <u>(新設)</u>	口. (略) (7) (8) (略) Ⅲ－３－３－１－３ 監督手法・対応 (中略) <u>Ⅲ－７ 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等</u> <u>Ⅲ－７－１ 意義</u> <u>一般に、多くの中小企業（個人事業主を含む。）においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小企業に対する融資においては、企業の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘がある。</u> <u>また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図るチャンスを失わせたり、社会生活を営む基盤すら失わせるという問題を生じさせているのではないかと</u>の指摘があることに鑑み、金融機関に

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	は、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。 <u>こうした状況に鑑み、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」（平成 22 年 12 月 24 日公表）において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進」することとしたところであり、金融機関においては、こうした趣旨を十分に踏まえた対応を行う必要がある。</u> <u>Ⅲ－７－２ 主な着眼点</u> <u>（１）経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立</u> <u>個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。また、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、必要に応じ、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方を踏まえているか。</u> <u>（参考）信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について（抄、平成 18 年 3 月 31 日中小企業庁ウェブサイト）</u> <u>（前略）中小企業庁では、信用保証協会が行う保証制度（略）について、平成 18 年度に入ってから保証協会に対して保証申込を行った案件については、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを、</u>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<u>原則禁止とします。</u> <u>ただし、下記のような特別な事情がある場合については、例外とします。（中略）</u> <u>1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合</u> <u>2. 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合</u> <u>3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。）</u> <u>（２）保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進</u> <u>保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、上記意義にある指摘に鑑み、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢となっているか。</u> <u>（注）Ⅲ－３－３－１－２（１）、（２）、（３）、（６）、（７）も参照のこと。</u>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<u>Ⅲ－７－３ 監督手法・対応</u> <u>金融機関による上記取組みについては、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。また、これらの取組みに当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である（Ⅲ－３－３－１参照）。</u> <u>こうした取組み態勢・取組み状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（法第 24 条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u>